

平成27年10月から個人番号（マイナンバー）が通知されます

問合せ 市民課

10月から随時、住民票を有するすべての人に「マイナンバー（12ケタの個人番号）」が通知されます。

住民票の住所に、氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載された「通知カード」（紙製のカード）が郵送されます。

※通知を確実に受け取っていただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをお願いします。

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

マイナンバーは、漏えいにより不正に使われる恐れがある場合を除き一生変更されませんので、紛失などしないように大切に保管してください。（紛失などした場合の再交付は、有料となります。）

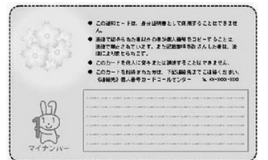
やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない人は、「居所情報登録申請書」を9月25日（金）までに住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

【通知カード（案）】

（表）



（裏）



■希望者は申請により個人番号カードが取得できます

10月から郵送する通知カードとあわせて、個人番号カードの交付申請書が送付されます。

個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・有効期間が記載された顔写真付きのICカードで、本人確認書類となります。住民基本台帳カードと同様に、住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニ交付サービスが利用できます。（コンビニ交付サービス利用申請の手続きが必要となります。）

個人番号カードの初回発行手数料は無料となり、e-TAXなどの電子申請などが行える電子証明書が標準装備されます。（ただし、いずれも再交付手数料は有料となりますのでご注意ください。）

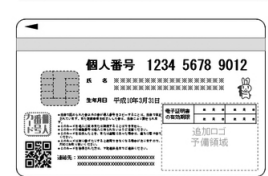
個人番号カードの有効期間は20歳以上の人は発行後10回目（20歳未満は5回目）の誕生日までとなります。

【個人番号カード】

（表）



（裏）



あなたにも、マイナンバー。はじまります。



平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！

■住民基本台帳カードを利用している人へ

平成27年12月末で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。

平成27年12月末までに交付された住民基本台帳カードは、記載された有効期間まで利用できます。

ただし、個人番号カードを申請した人は、住民基本台帳カードおよび通知カードと引き換え交付され、両方を同時に持つことはできませんので、ご注意ください。

■マイナンバーに関する疑問・質問は「マイナンバーコールセンター」へ

【日本語窓口】 ☎0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

【外国語窓口 in English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese】

☎0570-20-0291（全国共通ナビダイヤル）

泉佐野市民総合体育館の「ネーミングライツ（命名権）パートナー企業」が決定！ 9月1日から、愛称の使用が始まります!!

問合せ 政策推進課

市では税外収入確保のために、市所有の有形・無形資産を活用した有料広告提案事業を実施しており、次のとおり、ネーミングライツ（命名権）パートナー企業を決定しました。

愛称 「J:COM末広体育館」
パートナー企業名 株式会社ジェイコムウエスト
契約金額 70万円（年額）
契約期間 平成27年9月1日～平成30年3月31日

